



宮 崎 県 公 報

平成27年 3 月30日 (月曜日) 第 2679 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示 (危機管理課) 1	頁
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について…………… (自然環境課) 2	
○宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示…………… (管理課) 2	
○道路の区域の決定 (2 件) …………… (道路保全課) 3	
○道路の区域の変更 (3 件) …………… (") 3	
○道路の供用の開始 (3 件) …………… (") 4	
○油津港港湾計画の変更の概要…………… (港湾課) 4	

○県営住宅の設置等の一部改正…………… (建築住宅課) 5	
訓 令	
○宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令…………… (総務課) 5	
○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (行政経営課) 6	
○宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式 を定める規程の一部を改正する訓令…………… (財政課) 14	
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 町村の意見…………… (商工政策課) 14	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見…………… (") 15	

告 示

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。
平成27年 3 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 218号

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示

宮崎県災害対策本部規程 (昭和38年宮崎県告示第 381号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第 1 (第 5 条関係)		別表第 1 (第 5 条関係)	
部及び室	班	部及び室	班
[略]		[略]	
総合政策対策室	[略] 文化文教・国際班 [略]	総合政策対策室	[略] 文化文教班 [略]
[略]		[略]	
福祉保健対策室	[略] 障害福祉班 [略]	福祉保健対策室	[略] 障がい福祉班 [略]
[略]		[略]	
商工観光労働対策室	[略] 観光物産・東アジア戦略班	商工観光労働対策室	[略] 観光経済交流班
[略]		[略]	
別表第 2 (第 5 条関係)		別表第 2 (第 5 条関係)	
[略]		[略]	
文化文教・国際班長	文化文教・国際課長	文化文教班長	文化文教課長
[略]		[略]	
障害福祉班長	障害福祉課長	障がい福祉班長	障がい福祉課長
[略]		[略]	
観光物産・東アジア戦略班長	観光物産・東アジア戦略局長	観光経済交流班長	観光経済交流局長
[略]		[略]	

[略]		
別表第 3 (第 7 条関係)		
宮崎県災害対策本部事務分掌表		
[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]		
総合政策 対策室	[略] 文化文教 ・国際班	1 [略] 2 在日外国公館との連絡調整に関する こと。 3 外国人の救援及び救護の総合調整 に関すること。
	[略]	
[略]		
福祉保健 対策室	福祉保健 班	1～3 [略] 4 社会福祉施設(国保・援護班、長 寿介護班、障害福祉班、健康増進班 及びこども政策班の分掌事務に属 するものを除く。)の災害対策及び被 害調査に関すること。
	[略]	
	障害福祉 班	[略]
	[略]	
[略]		
商工観光 労働対策 室	[略] 観光物産 ・東アジア 戦略班	1・2 [略]
農政水産 対策室	[略] 漁村振興 班	1 漁場施設等の災害対策及び被害調 査に関すること。
	[略]	
[略]		

[略]		
別表第 3 (第 7 条関係)		
宮崎県災害対策本部事務分掌表		
[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]		
総合政策 対策室	[略] 文化文教 班	1 [略]
	[略]	
[略]		
福祉保健 対策室	福祉保健 班	1～3 [略] 4 社会福祉施設(国保・援護班、長 寿介護班、障がい福祉班、健康増進 班及びこども政策班の分掌事務に属 するものを除く。)の災害対策及び 被害調査に関すること。
	[略]	
	障がい福 祉班	[略]
	[略]	
[略]		
商工観光 労働対策 室	[略] 観光経済 交流班	1・2 [略] 3 在日外国公館との連絡調整に関する こと。 4 外国人の救援及び救護の総合調整 に関すること。
農政水産 対策室	[略] 漁村振興 班	1 漁港の災害対策及び被害調査に関 すること。 2 漁業用施設及び共同利用施設の災 害対策及び被害調査に関すること。
	[略]	
[略]		

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 219号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(平成27年宮崎県告示第 113号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年3月30日

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
三股町役場
佐澤利弘、山田忠夫、内村紀胤
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成27年宮崎県告示第 113号によること。

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 220号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款（平成 8 年宮崎県告示第 515号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（談合その他不正行為による発注者の解除権）</p> <p>第46条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>（1）この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（談合その他不正行為による発注者の解除権）</p> <p>第46条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>（1）この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 221号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成27年3月30日から平成27年4月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
109	県道	飯野松山都城線	都城市梅北町5811番23地先から同市同町988番1地先まで	21.4～96.7	2238.3

宮崎県告示第 222号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成27年3月30日から平成27年4月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
377	県道	内海加	宮崎市大字	10.6 ～	2736.1

		江田線	内海字町1146番地先から同市大字折生迫字藤河内5784番2地先まで	204.2	
--	--	-----	------------------------------------	-------	--

宮崎県告示第 223号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年3月30日から平成27年4月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
49	県道	北方土々呂線	延岡市上三輪町2879番1地先から同市同町2781番3まで	旧	5.9 ～ 10.5	230.0
				新	6.6 ～ 21.4	230.0
					8.9 ～ 40.2	170.2

宮崎県告示第 224号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年3月30日から平成27年4月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町曾木字柳 瀬子2425番 1地先から 同市同町曾 木同字子24 17番1地先 まで	旧	6.9 ~ 7.2	30.0
				新	7.0 ~ 13.6	30.0

宮崎県告示第 225号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年3月30日から平成27年4月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町曾木字仲 畑子2475番 1地先から 同市同町曾 木同字子24 80番1地先 まで	旧	7.0 ~ 7.9	14.9
				新	8.8 ~ 10.5	14.9

宮崎県告示第 226号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年3月30日から平成27年4月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
49	県道	北方土 々呂線	延岡市上三 輪町2879番 1地先から 同市同町27	平成27年3月30日

81番3まで

宮崎県告示第 227号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年3月30日から平成27年4月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町曾木字柳 瀬子2425番 1地先から 同市同町曾 木同字子24 17番1地先 まで	平成27年3月30日

宮崎県告示第 228号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年3月30日から平成27年4月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町曾木字仲 畑子2475番 1地先から 同市同町曾 木同字子24 80番1地先 まで	平成27年3月30日

宮崎県告示第 229号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、油津港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成27年3月30日

油津港港湾管理者 宮 崎 県
代表者 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 港湾計画の変更の概要

平成19年宮崎県告示第1045号によりその概要を告示した油津港港湾計画の大規模地震対策施設について変更した事項は、次のと

おりである。

変更前

地区名	水深 (メートル)	バース数
東	9	1

変更後

地区名	水深 (メートル)	バース数
東	12	1
〃	既定計画 (水深 9 メートル) を削除する。	

地区名	面積 (ヘクタール)	用 途
-----	------------	-----

東	2	埠頭用地
---	---	------

道 路 名	起 点	終 点	車線数
臨港道路大節・梅ヶ浜線	臨港道路中央線	国道 220号	2
臨港道路中央線	東地区埠頭用地	国道 220号	4

2 港湾計画の縦覧の場所

宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 宮崎県県土整備部港湾課
日南市油津 4 丁目 12 番地 16 宮崎県油津港湾事務所

宮崎県告示第 230号

県営住宅の設置等 (平成17年宮崎県告示第 465号) の一部を次のように改正する。

平成27年 3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
名 称	位 置	名 称	位 置
[略]		[略]	
県営光町団地	[略]	県営光町団地	[略]
県営上田島団地	宮崎市佐土原町上田島1604番地 1	県営松小路A団地	[略]
県営松小路A団地	[略]	県営早水団地	[略]
県営松小路B団地	宮崎市佐土原町下田島9774番地 1	県営加治屋団地	都城市南横市町3819番地 5
県営松小路C団地	宮崎市佐土原町下田島 11600番地 1	[略]	
[略]		県営堅田原団地	[略]
県営早水団地	[略]	県営海蔵団地	小林市真方 381番地 5
県営加治屋団地	都城市南横市町3819番地 5	[略]	
[略]		[略]	
県営堅田原団地	[略]	[略]	
県営海蔵団地	小林市真方 381番地 5	[略]	
[略]		[略]	

訓 令

宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成27年 3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 1 号

本 庁
各出先機関

宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令

宮崎県電子署名規程 (平成17年訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(電子署名を付与する電子文書の発信者名)	(電子署名を付与する電子文書の発信者名)
第 5 条 電子署名を付与した電子文書は、次に掲げる職名及び署名をもって発信するものとする。	第 5 条 電子署名を付与した電子文書は、次に掲げる職名及び署名をもって発信するものとする。
(1)～(7) [略]	(1)～(7) [略]
(8) 観光物産・東アジア戦略局長	(8) 観光経済交流局長
(9)～(12) [略]	(9)～(12) [略]
2 [略]	2 [略]
別表 (第 6 条関係)	別表 (第 6 条関係)

電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者	電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者
[略]		[略]	
観光物産・東アジア戦略局長	観光物産・東アジア戦略局観光推進課長	観光経済交流局長	観光経済交流局観光推進課長
[略]		[略]	

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 2 号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																																																																			
(定義)	第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) [略] (9)～(18) [略]	(定義)	第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) [略] (9) <u>監 組織規則第 265条に規定する職（工事検査専門員を除く。）をいう。</u> (10)～(19) [略]																																																																		
別表第1（第3条関係）	[略]	別表第1（第3条関係）	[略]																																																																		
付表	1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定による認定及び第25条第1項の規定による合併の地位の承継の認可並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定による認定、第45条の規定による認可及び第69条第1項の規定による合併の認可に関すること。 2～18 [略]	付表	1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定による認定及び第25条第1項の規定による合併の地位の承継の認可に関すること。 2～18 [略]																																																																		
別表第2（第4条関係）	本庁各課共通専決事項	別表第2（第4条関係）	本庁各課共通専決事項																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">事項</th> <th colspan="6">専決区分</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>副 知 事</th> <th>部 長</th> <th>次 長</th> <th>課 長</th> <th>課 長 補 佐</th> <th>担 当 リ ー ダ ー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(1) 休暇の承認その他服務に関すること。 ア 部長（これと同等の職にある者を含む。）(2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事務	事項	専決区分						摘要	副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー		[略]								3	(1) 休暇の承認その他服務に関すること。 ア 部長（これと同等の職にある者を含む。）(2)							[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">事項</th> <th colspan="6">専決区分</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>副 知 事</th> <th>部 長</th> <th>次 長</th> <th>課 長</th> <th>課 長 補 佐</th> <th>担 当 リ ー ダ ー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(1) 休暇の承認その他服務に関すること。 ア 部長に係るもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事務	事項	専決区分						摘要	副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー		[略]								3	(1) 休暇の承認その他服務に関すること。 ア 部長に係るもの							[略]
事務	事項			専決区分							摘要																																																										
		副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー																																																														
	[略]																																																																				
3	(1) 休暇の承認その他服務に関すること。 ア 部長（これと同等の職にある者を含む。）(2)							[略]																																																													
事務	事項	専決区分						摘要																																																													
		副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー																																																														
	[略]																																																																				
3	(1) 休暇の承認その他服務に関すること。 ア 部長に係るもの							[略]																																																													

等 に 関 す る 事 務	及び(3)にお て同じ。)に 係 るもの		等 に 関 す る 事 務	イ 次長及び局長 に係るもの	
	イ 次長(これと 同等の職にある 者を含む。(2) 及び(3)にお て同じ。)に 係 るもの			ウ 課長、室長及 び監に係るもの	
	ウ 課長(これと 同等の職にある 者を含む。(2) 及び(3)にお て同じ。)に 係 るもの			エ [略]	
	エ [略]			(2) 職員の職務に 専念する義務の免 除の承認に関する こと(別に指定す るものに限る。)	
	(2) 職員の職務に 専念する義務の免 除の承認に関する こと(別に指定す るものに限る。)			。ア [略]	
	。ア [略]			イ 次長及び局長 に係るもの	
	イ 次長に係るも の			ウ 課長、室長及 び監に係るもの	
	ウ 課長に係るも の			エ [略]	
	エ [略]			(3) 出張に関する こと。	
	(3) 出張に関する こと。			ア [略]	
ア [略]		イ 次長及び局長 に係るもの			
イ 次長に係るも の		ウ 課長、室長及 び監に係るもの			
ウ 課長に係るも の		エ [略]			
エ [略]		[略]			
[略]		[略]			
5	[略]		5	[略]	
公 益 社 団 法 人 及 び 公 益 財 団 法 人 並	(2) 一般社団法人 及び一般財団法人 に関する法律及び 公益社団法人及び 公益財団法人の認 定等に関する法律 の施行に伴う関係 法律の整備等に関 する法律による次 の事務	[略]	公 益 社 団 法 人 及 び 公 益 財 団 法 人 並	(2) 一般社団法人 及び一般財団法人 に関する法律及び 公益社団法人及び 公益財団法人の認 定等に関する法律 の施行に伴う関係 法律の整備等に関 する法律(平成18 年法律第50号)に よる次の事務	[略]
ア [略]			ア [略]		
イ 認定及び認可 の取消しに関す ること。	[略]		イ 認可の取消し に関すること。	[略]	

び に 一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人 に 関 す る 事 務	ウ 勧告、措置命令及び解散命令に関すること。						
	エ [略]						
	オ 吸収合併契約に係る承認に関すること。		○				
	カ 最初の評議員の選任に係る認可に関すること		○				
	キ [略]						
	ク 通知、送付、意見聴取、意見陳述、報告、確認、公示、催告及び登記嘱託並びに通知、届出及び書類等の受理に関すること。	[略]					
[略]							

[略]

別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)

本庁各課特定専決事項

課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項

[略]

生活・協働・男女参画課	[略]
-------------	-----

文化・文教・国際課	1 旅券法 (昭和26年法律第 267号) による次の事務 (1) 第 3 条第 1 項の規定による申請書の受理に関すること。 (2) 第 8
-----------	---

び に 一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人 に 関 す る 事 務	ウ 勧告及び措置命令に関すること。	
	エ [略]	
	オ [略]	
	カ 通知、送付、報告、確認及び登記嘱託並びに届出及び報告書等の受理に関すること。	[略]
	キ [略]	
	ク [略]	
[略]		

[略]

別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)

本庁各課特定専決事項

課	副 知 事 専 決 事 項	部 長 特 定 専 決 事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項

[略]

生活・協働・男女参画課	[略]
-------------	-----

--	--

				<p>条の規定 による旅 券の交付 に関する こと。</p> <p>2 旅券法施 行令 (平成 元年政令第 122号) 第 4 条の規定 による事務 に関するこ と。</p>					
				[略]				[略]	
				障害 福祉 課				[略]	
				[略]				[略]	
			健康 増進 課	<p>1 感染症の予防及び感 染症の患者に対する医 療に関する法律 (平成 10年法律第 114号) 、 母子保健法 (昭和40年 法律第 141号) 、児童 福祉法 (昭和22年法律 第 164号) 、らい予防 法の廃止に関する法律 (平成 8 年法律第28号) 、障害者の日常生活 及び社会生活を総合的 に支援するための法律 (平成17年法律第 123 号) 、特定疾患治療研 究事業実施要綱 (昭和 48年 5 月28日定め) 、 宮崎県特定不妊治療費 助成金給付要綱 (平成 16年 4 月 1 日定め) 及 び宮崎県肝炎治療費助 成事業実施要領 (平成 20年 3 月 3 日定め) に 基づく医療費その他の 公費の決定に関するこ と。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 感染症の予防及び感 染症の患者に対する医 療に関する法律第 6 条 第15項の規定による結 核指定医療機関の指定 に関すること。</p> <p>4・5 [略]</p>				健康 増進 課	<p>1 感染症の予防及び感 染症の患者に対する医 療に関する法律 (平成 10年法律第 114号) 、 児童福祉法 (昭和22年 法律第 164号) 、らい 予防法の廃止に関する 法律 (平成 8 年法律第 28号) 、難病の患者に 対する医療等に関する 法律 (平成26年法律第 50号。以下「難病法」 という。)、特定疾患 治療研究事業実施要綱 (昭和48年 5 月28日定 め) 、宮崎県特定不妊 治療費助成金給付要綱 (平成16年 4 月 1 日定 め) 及び宮崎県肝炎治 療費助成事業実施要領 (平成20年 3 月 3 日定 め) に基づく医療費そ の他の公費 (難病法に あっては、特定医療費 に限る。) の決定に関 すること。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 感染症の予防及び感 染症の患者に対する医 療に関する法律第 6 条 第16項の規定による結 核指定医療機関の指定 に関すること。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 難病法による次の事 務</p>

										<p>(1) 第14条第1項の規定による指定医療機関の指定に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第15条第1項の規定による指定医療機関の指定の更新に関する<u>こと。</u></p> <p>7 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)による次の事務</p> <p>(1) 第15条第1項の規定による指定医の指定に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第17条第2項の規定による指定医の指定の更新に関する<u>こと。</u></p> <p>8 児童福祉法による次の事務</p> <p>(1) 第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第19条の10第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新に関する<u>こと。</u></p> <p>9 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)による次の事務</p> <p>(1) 第7条の10第1項の規定による指定医の指定に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第7条の12の規定による指定医の指定の更新に関する<u>こと。</u></p>
[略]				[略]						
環境管理課		1~3 [略]	4 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。)による次の事務	(1) 第10条第1項(第12条第2項及び第	環境管理課		1~3 [略]	4 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)による次の事務	(1) 第28条第1項(第30条第2項及び第	

			<p>13条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録に関すること。</p> <p>(2) 第11条第1項(第12条第2項及び第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否に関すること。</p> <p>(3) 第16条の規定による登録の抹消に関すること。</p> <p>5 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)附則第19条の規定によりなおその効力を有するとされる同法附則第18条の規定による改正前のフロン回収破壊法による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p>				<p>31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録に関すること。</p> <p>(2) 第29条第1項(第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否に関すること。</p> <p>(3) 第34条の規定による登録の抹消に関すること。</p> <p>5 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。)附則第19条の規定によりなおその効力を有するとされる使用済自動車再資源化法附則第18条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	
自然環境課			<p>1～2 [略]</p> <p>3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 第43条の規定による狩猟免許(別表第5西臼杵支庁の項</p>	自然環境課			<p>1～2 [略]</p> <p>3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第18条の2の規定による鳥獣捕獲等事業の認定に関すること。</p> <p>(3) 第18条の7第1項の規定による鳥獣捕獲等事業の変更の認定に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 第38条の2第1項の規定による住居集合地域等における麻酔銃猟の許可に関すること。</p> <p>(6) [略]</p>	

			<p>第 2 号(3)及び同表農林振興局の項第 2 号(3)に掲げる事務を除く。)に関する こと。 4～6 [略] 7 森林国営保険の契約及び保険料の徴収に関すること。</p>				<p>4～6 [略]</p>		
[略]					[略]				
観光 推進 課	[略]				観光 推進 課	[略]			
[略]	[略]				オー ルみ やざ き 営 業 課	<p>1 旅券法（昭和26年法律第 267号）による次の事務 (1) 第 3 条第 1 項の規定による申請書の受理に関する こと。 (2) 第 8 条の規定による旅券の交付に関する こと。 2 旅券法施行令（平成元年政令第 122号）第 4 条第 1 項各号に掲げる事務に関する こと。</p>			

別表第 3（その 2）（第 4 条関係）

本庁各課特定専決事項

課	担当リーダー特定専決事項
[略]	
総務事務センター	<p>1 [略] 2 歳入歳出外現金（社会保険料に限る。）の払出通知に関する こと。 3・4 [略]</p>
[略]	

別表第 5（第 5 条関係）

出先機関の長特定専決事項
[略]
西臼杵支庁

別表第 3（その 2）（第 4 条関係）

本庁各課特定専決事項

課	担当リーダー特定専決事項
[略]	
総務事務センター	<p>1 [略] 2 歳入歳出外現金（社会保険料並びに非常勤職員及び臨時職員に係る県民税及び市町村民税に限る。）の払出通知に関する こと。 3・4 [略]</p>
[略]	

別表第 5（第 5 条関係）

出先機関の長特定専決事項
[略]
西臼杵支庁

1～1の7 [略]
 2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務
 (1)・(2) [略]

 (3)～(7) [略]
 3～14 [略]
 [略]
 保健所
 1～6 [略]

[略]
 農林振興局
 1～1の12 [略]
 2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による次の事務
 (1)・(2) [略]

 (3)～(7) [略]
 3・4 [略]
 [略]
 建設技術センター
 1 産業開発青年隊授業料の徴収に関する規則(平成19年宮崎県規則第20号)による次の事務
 (1) 第4条第1項第1号の規定による授業料の免除に關すること。
 (2) 第7条第1項の規定による授業料の還付に關すること。
 (3) 第9条の規定による授業料の免除の取消しに關すること。
 [略]

別表第9 (第10条関係)

出先機関名	第1代決者	第2代決者	第3代決者
[略]			
木材利用技術センター	副所長(当該副所長が担当する事務に限る。)	[略]	[略]
[略]			
農業大学校	[略]	総務課にあっては総務課長、農学部にあって	[略]

1～1の7 [略]
 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による次の事務
 (1)・(2) [略]
 (3) 第38条の2第1項の規定による住居集合地域等における麻醉銃猟の許可に關すること(所管する区域をまたがる場合を除く。)。
 (4)～(8) [略]
 3～14 [略]
 [略]
 保健所
 1～6 [略]
 7 難病法第10条第2項の規定による支給認定の変更(特定医療費(指定難病)支給認定実施要綱(平成26年12月18日定め)第5の7(2)及び(3)の規定による変更に限る(認定しない場合を除く。))に關すること。
 8 児童福祉法第19条の5第2項の規定による医療費支給認定の変更(小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱(平成27年1月1日定め)第9の2及び3の規定による変更に限る(認定しない場合を除く。))に關すること。
 [略]
 農林振興局
 1～1の12 [略]
 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による次の事務
 (1)・(2) [略]
 (3) 第38条の2第1項の規定による住居集合地域等における麻醉銃猟の許可に關すること(所管する区域をまたがる場合を除く。)。
 (4)～(8) [略]
 3・4 [略]
 [略]

別表第9 (第10条関係)

出先機関名	第1代決者	第2代決者	第3代決者
[略]			
木材利用技術センター	副所長	[略]	[略]
[略]			
農業大学校	[略]	総務課にあっては総務課長、農学部にあって	[略]

<p>[略]</p> <p>は農学部長、農業総合 研修センターにあって は農業総合研修センタ ー所長</p>	<p>[略]</p> <p>は農学部長</p>
--	-------------------------

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第3（その1）自然環境課の項第3号の改正規定並びに別表第5西臼杵支庁の項第2号及び同表農林振興局の項第2号の改正規定は、同年5月29日から施行する。

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第3号

本 庁
各出先機関

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程（平成元年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第22号（その2）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宮崎太陽銀行本店（指定代理金融機関）・宮崎県内支店（収納代理金融機関） ○ みずほ銀行本店・支店で国内に所在するもの（収納代理金融機関） ○ 上記以外の金融機関の本店・支店等で宮崎県内に所在するもの（収納代理金融機関） <ul style="list-style-type: none"> 普通銀行 信託銀行 商工組合中央金庫 労働金庫 信用金庫 <p>[略]</p> </div>	<p>様式第22号（その2）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宮崎太陽銀行本店（指定代理金融機関）・支店（収納代理金融機関） ○ みずほ銀行、<u>三菱UFJ信託銀行</u>、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、大分銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、商工組合中央金庫、九州労働金庫及び熊本県信用組合の本店・支店で国内に所在するもの（収納代理金融機関） ○ 上記以外の金融機関の本店・支店等で宮崎県内に所在するもの（収納代理金融機関） <p style="text-align: center;">信用金庫</p> <p>[略]</p> </div>

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス祇園店
宮崎市祇園三丁目10番 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成27年2月2日
- 3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年3月30日から平成27年4月30日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス清武店
宮崎市清武町大字木原字尾ノ下58番27

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成26年11月5日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年3月30日から平成27年4月30日まで

--	--